

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の経過等

平成 26 年

- 7月10日 市長がヘイトスピーチに対する問題意識を表明
- 9月3日 市長から人権施策推進審議会へ諮問
(「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する大阪市としてとるべき方策について)

平成 27 年

- 2月25日 大阪市人権施策推進審議会より市長へ答申
- 3月13日 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案要綱(案)
市民の意見募集(～4月12日)
- 5月22日 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案市会に提出
- 6月5日 市会財政総務委員会で質疑
- 6月10日 市会本会議 条例案は全会一致で継続審査となる
ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を求める意見書可決
- 10月6日 市会財政総務委員会で質疑

平成 28 年

- 1月15日 **条例案の修正、条例成立**
・修正点 審査会委員の委嘱について市会の同意を要件とする。
訴訟等の支援にかかる規定を削除する。
国において法制度の整備が行われた場合の措置について追加する。
- 1月18日 **条例公布、一部施行**
(ヘイトスピーチの申出や、本市の行う拡散防止措置・認識等の公表に関する規定の施行期日については、後日市長が定めることとしている)

参考：国の動き

平成 27 年

- 5月22日 議員提出法案 参議院に提出
(人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案)
- 9月25日 議員提出法案 継続審査となる